大和都市計画地区計画の決定 (橿原市決定)

都市計画近鉄新ノ口保線基地地区計画を次のように決定する。

名	1	弥	近鉄新ノ口保線基地地区計画		
位	Ī	置	橿原市_	上品寺町、地黄町の各一部	
面	拜	漬	約 2.	8 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区			本地区は、昭和42年より鉄道線路の維持管理に必要な資材の搬入・搬出やロングレール製作・搬入等の取扱いを目的とした保線基地として土地利用されている。 今後予想される鉄道施設の整備、拡充を図るとともに周辺の住環境を保全することを目標とする。	
	土地	利用	の方針	現行の土地利用を基本とする。また、周辺地域と調和のとれた土地利用を図る。	
	建築物等の整備 匠の方針			周辺地域の住環境の保全を図るため、建築物の用途及び意 匠の制限を定め、適正な誘導・規制を行う。	
地区整備計画	に関する事項	建築物等の用 途の制限 建築物等の意 匠の制限		(4) 倉庫 (5) 詰所 (6) 事務所 (7) その他の鉄道事業の用に供するもの 建築物の屋根の色彩は黒又は焦げ茶とし、その外壁又は これに代わる柱の色彩は茶系統の色を基調としたものと	

理由:鉄道施設の整備・拡充をすることにより、周辺地域の住環境の保全を図り、安全で快適な市街地形成を誘導するため地区計画を定めるものとする。